

新型コロナウイルス感染症に対する英国政府の主な企業・雇用関連対策

2020年4月7日
日本貿易振興機構(ジェトロ)

分類	項目	対象	概要	適用期間	担当機関	利用方法	公式ガイダンス
給与補助・税務優遇・助成金等	給与補助	2020年2月28日以前に歳入関税庁(HMRC)のPAYE給与支払いスキームに登録済み、銀行口座を有する英国の企業、慈善団体、派遣会社、公的機関等	<ul style="list-style-type: none"> ○名称: Coronavirus Job Retention Scheme 休業を余儀なくされる従業員の税引き前給与(歩合、賞与等除く)の80%を、一人当たり月2,500ポンドを上限に政府が補助。付随する国民保険・年金の企業負担分も対象。 ○対象従業員の契約形態は問われず、フルタイム、パートタイム、派遣、フレックス契約、ゼロ・アワー契約等、いずれも可。 ○政府補助分80%に雇用主が任意で支給額を上乗せすることは可能。 ○対象従業員は、この間企業の業務をしてはいけない。無償のボランティア業務等は可能だが、サービスの提供、収益創出、企業を代表する行為は不可。 ○雇用主は対象従業員に書面での通知が必要。 ○最短で3週間からの補填が申請可。複数回にわたり活用が可能だが、毎回最低期間3週間を満たす必要がある。 	2020年3月1日～最低3カ月	歳入関税庁(HMRC)	今後HMRCが設置するオンライン登録サービスから申請(4月中に設置予定)	HMRCウェブサイト(事業者向け説明) HMRCウェブサイト(従業員向け説明)
	疾病手当給付	2020年2月28日時点の従業員数が250人未満の英国企業	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症による自己隔離を理由とする法定疾病手当(SSP)の支給(週95.85ポンド)開始を、従来の4日目から1日目に前倒し。 ○新型コロナウイルス感染症を発症、または同居家族が発症して自己隔離が必要となった従業員に対するSSPを、最長2週間分、政府が支出。 ○対象従業員は、かかりつけ医(GP)からの診断書(Fit Note)は不要。雇用主から証明を求められた場合、国営医療サービス(NHS)のサイトからオンラインで取得できる自己隔離証明(Isolation Note)を提示すればよい。同証明書は、NHSのウェブサイトから入手可能。 	2020年3月13日～	歳入関税庁(HMRC)	政府にて準備中	政府ウェブサイト(SSPの説明) 政府ウェブサイト(今次特例措置の受給方法)
	VAT支払い繰り延べ	英国の全企業	<ul style="list-style-type: none"> ○3月20日～6月30日の間に納税すべきVATの支払いを猶予。延滞金・利子は科さない。 ○繰り延べの場合は、2021年3月31日までに納税する必要がある。 ○繰り延べを適用する場合、HMRCへの連絡は不要(手続きはない)。 ○ただし、繰り延べる場合でも、VAT納税の申告自体は引き続き必要。 ○輸入VATとVAT MOSS(EU加盟国にデジタルサービスを販売した際に課せられるVAT)は繰り延べの対象外。 	2020年3月20日～6月30日	歳入関税庁(HMRC)	手続き不要	HMRCウェブサイト
	税務ヘルプライン	英国で納税しており、現在未払いの税金負債を有する企業および個人事業主(Self-employed)	<ul style="list-style-type: none"> ○名称: Time to Pay service ○新型コロナウイルス感染症の影響により財務に問題を抱え、未納税金負債を持つ事業者は、HMRCに相談することで、個別の優遇措置を受けられる可能性がある。 	—	歳入関税庁(HMRC)	電話またはウェブチャットでHMRCに相談。対応時間は平日午前8時～午後4時 電話: 0800-024-1222	HMRCウェブサイト
	助成金給付	2020年3月11日時点で、事業税(ビジネスレート)減免措置を受けているイングランドの事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○名称: Small Business Grant Fund (SBGF) ○2020年3月11日時点で、小規模事業者減免措置(SBR)または地方減免措置(RRR)を受けている事業者に、自治体(ローカルカウンスル)を通じて1万ポンドの助成金を一括で給付。 	2020年4月1日～	各ローカルカウンスル	手続き不要。該当者にはローカルカウンスルから通知がある	政府ウェブサイト
	事業税(ビジネスレート)免除	イングランドの小売・ホスピタリティ・娯楽産業の事業者および託児所	<ul style="list-style-type: none"> ○名称: Retail, Hospitality and Leisure Grant Fund (RHLGF) ○2020年3月11日時点で、課税評価額1万5,000ポンド以下の物件に入居する同部門の事業者は1万ポンドの助成金を、同1万5,000ポンド超～5万1,000ポンド未満の物件に入居する同部門の事業者は2万5,000ポンドの助成金を、それぞれローカルカウンスルを通じて一括で給付。 	2020年4月1日～	各ローカルカウンスル	手続き不要。該当者にはローカルカウンスルから通知がある	政府ウェブサイト(小売・ホスピタリティ・娯楽事業者向け) 政府ウェブサイト(託児所向け)
融資	大企業向け緊急融資	右記の条件に合致する英国企業	<ul style="list-style-type: none"> ○名称: Covid Corporate Financing Facility (CCFF) ○内容: イングランド銀行が、満期1週間～12カ月の英ポンド建てコマーシャルペーパー(CP)を買い入れ、流動性を供給。最低100万ポンドから、格付け等に応じ最高10億ポンドまで。 ○要件: 英国経済に実態的貢献がある企業(英国に本社を持つ企業一親会社が外国企業かどうかは問わない)で、英国内で実際の事業活動を有し、多くの雇用を抱える企業等。英国での売上高、顧客数、事業拠点数の大きさ等も考慮)で、2020年3月1日時点でS&P、ムーディーズ、フィッチ、DBRSモーニングスターの格付会社最低1社から短期格付A3/P3/F3/R3以上または長期格付BBB-/Baa3/BBB-/BBBlow以上を得ていること(格付がない場合は、同等以上とみなされればイングランド銀が審査) ○対象業種: 金融業以外の全業種 	2020年3月23日～2021年3月23日	イングランド銀行	国内主要行(業界団体UKファイナンスのCCFF概要ページに記載)宛てに申し込み	イングランド銀行ウェブサイト UKファイナンス・ウェブサイト
	中堅企業向け緊急融資	右記の条件に合致する英国企業	<ul style="list-style-type: none"> ○名称: Coronavirus Large Business Interruption Loan Scheme (CLBILS) ○内容: 1社あたり2,500万ポンドを上限とする融資スキーム。政府が与信の8割を保証。 ○要件: 年間売上高が4,500万ポンド超、5億ポンド以下。 ※詳細は後日公表予定。 			詳細は後日公表予定	財務省記者発表
	中小企業向け緊急融資	右記の条件に合致する英国の中小企業等	<ul style="list-style-type: none"> ○名称: Coronavirus Business Interruption Loan Scheme (CBILS) ○内容: 1社あたり500万ポンドを上限とする融資スキーム。タームローン、オーバードラフト、インボイスファイナンス、アセットファイナンス等の形態で融資を受けた場合、利子・手数料は12カ月間政府が肩代わり。政府系英国ビジネス銀行を通じ、政府が与信の8割を保証。25万ポンド未満の融資では、融資元が借り手事業者に個人保証を要求することを禁止。25万ポンド以上の融資では、個人保証は他資産から回収した資金を差し引いた融資残高の20%以下に制限。 ○要件: 事業活動が英国にあること、年間売上高が4,500万ポンド以下であること、新型コロナウイルス感染症の+流行がなければ存続可能で中期の難局から脱却する能力があると貸し手が認識すること。 ○対象業種: 金融機関、公的機関、政治・経済・宗教団体、労働組合、等を除く全業種 	2020年3月23日～9月23日	英国ビジネス銀行(British Business Bank)	英国ビジネス銀行が認証した国内の銀行等の金融機関(4月1日時点で38行・社)宛てに申し込み	英国ビジネス銀行ウェブサイト

新型コロナウイルス感染症に対する英国政府の主な企業・雇用関連対策

2020年4月7日
日本貿易振興機構(ジェトロ)

分類	項目	対象	概要	適用期間	担当機関	利用方法	公式ガイダンス
その他	賃貸物件からの強制立ち退き禁止(賃料支払い繰り延べ)	英国のすべての商業テナント	○新型コロナウイルス感染症の影響により、テナント(自社)が入居物件の賃料を支払うことができない場合でも、所有者はテナントを退去させることはできない。 ○あくまで強制退去処分を禁止する措置であり、賃料免除ではない。	2020年3月25日～6月30日	-	手続き不要(Coronavirus Act 2020)成立により発効)	政府ウェブサイト
	決算報告提出猶予	企業登記局に登録された英国の事業所	○新型コロナウイルス感染症の影響により、企業登記を所管する政府機関企業登記局への決算報告の提出が間に合わない企業に対し、提出を3カ月間猶予。 ○新型コロナウイルス感染症を理由に申請すれば、原則自動的に認められる。ただし、既に期限猶予を受けている企業、会計基準期間を短縮した企業は、認められない場合がある。 ○当該措置に申請せずに期限内に提出できなかった場合は、通常どおり罰則(延滞金)が科せられる。	2020年3月25日～	企業登記局	企業登記局のウェブサイトからオンラインで申請	企業登記局ウェブサイト
	外国人の英国在留許可期限の延長	在留許可を取得して英国に滞在する外国人	○2020年1月24日～5月31日の間に在留許可が期限を迎え、航空便運航停止等の渡航制限や自己隔離によって英国から退出できない場合、内務省の所定窓口に申請すれば、5月31日まで在留許可が延長される。 ○通常は母国で手続きしなければならない長期ビザへの切り替えも、5月31日では英国内で実施可能に。 ※英国ビザ申請センター(UKVCAS)とサービス・サポートセンター(SSCs)は現在一時閉鎖中で、アポイント申し込みは不可。既に申し込み済みの申請者には、UKVCAS/SSCsからアポイント取り消しと再申し込み時期について連絡がある。これによる在留許可のステータス上の変更はない。	2020年1月24日～5月31日	内務省、入国管理局	メールまたは電話で内務省入国管理ヘルプセンターに申請 対応時間は平日午前9時～午後5時 メール: CIH@homeoffice.gov.uk 電話: 0800-678-1767	内務省ウェブサイト
	Tier2,4,5ビザ保有者に関する弾力的運用	左記ビザを保有する従業員の雇用主(スポンサー)	○新型コロナウイルス感染症の影響で該当従業員が4週間以上無給で休職しても、スポンサー撤回は不要。 ○同感染症の影響で該当従業員が在宅勤務となっても、内務省への届出は不要(他の労働条件に変更があれば、従来どおり届出が必要)。 ○操業縮小・中断により給与支払いができない場合、該当従業員の給与の80%か、月2,500ポンドのいずれか低い方で減給が可能(あくまで一時的減給であり、当該措置終了後は少なくとも元の給与額に戻すことが必要)。 ○雇用主がスポンサー証明(CoS)を発行済みながらビザ申請前の従業員が同感染症の影響で英国に渡航できず、発行済みCoSが無効になっても、内務省は受け付ける可能性がある。CoSに記載されている就業開始日や労働条件が変わっていても、機械的に拒否されない。内務省は個別に対応を決める。	2020年3月27日～	内務省、入国管理局	通常の手続き以外の追加手続きは原則不要	内務省ウェブサイト
	通関手続きに関する弾力的措置	右記に該当する事業者またはその通関代行事業者	○3,000ユーロ未満の少額輸出貨物は、輸出者の所在地が英国ではなくEU加盟国の場合でも、輸出申告を行える(簡易申告手続きで輸出する場合は、HMRC監督事務所連絡する)。 ○トランジット申告書(T1)に記入する想定輸送期間には、予測される遅延を織り込むことが可能。EU新コンピュータ通関システム(NCTS)では、輸送期間は14日まで許容される。 ○期日までに正確な計算に基づく補足申告(SD)を提出できない場合は、推計額に基づき提出することが可能(物品税対象品目は通常どおりの申告が必要)。	2020年4月1日～	歳入関税庁(HMRC)	通常の手続き以外の追加手続きは原則不要	HMRCウェブサイト
車検猶予			○2020年3月30以降に車検(MOTテスト)を受ける必要がある車両(乗用車、トラック、オートバイ等)の所有者に対して、車検を6カ月間猶予。 ○ただし、安全でない車両を運転している場合は、運転手は起訴される可能性がある。	2020年3月30日～2021年3月30日	交通省、運転手車両安全局	手続き不要	交通省ウェブサイト

注: 鉄道、バス事業者向け支援策等、対象事業者が少数に限定される支援策は除外。
出所: 英国政府・政府機関ウェブサイトの資料を基にジェトロ作成

ご注意: 本一覧は、日系企業の皆様の情報収集の一助としていただくため、ジェトロが英国政府等の公的機関の情報を基に意訳・要約したものです。ジェトロは記載する情報をできる限り正確にするように努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。また、事態の急速な変化に伴い、これら政府の対策は頻りに更新されております。ご利用の際は表中最右列のリンクから各対策の公式ガイダンスをご参照の上、最新の情報をご確認いただくよう、お願いいたします。